

(問い合わせ先)
令和6年3月29日
農林水産局畜産課
担当者：小川
内線：3603
電話：082-513-3604

県内の野生いのししにおける豚熱の感染確認について（40例目）

令和6年3月29日
畜産課

豚熱ウイルスの侵入を監視する目的で行っている野生いのししの豚熱検査について、新たに1頭の陽性が確認されましたのでお知らせします（40例目）。

1 概要

令和6年3月22日（金）に尾道市御調町で捕獲された野生いのしし1頭について、西部畜産事務所で豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施したところ、3月29日（金）に感染が確認されました。

感染確認地点から半径10km以内に3戸の豚飼養農場があり、注意喚起を行いました。

2 今後の対応

発見場所の近隣農場等に対し、再度、飼養豚の異常の有無を確認し、注意喚起をするとともに、次の対策を引き続き実施します。

- （1）県内の豚飼養農場に対しては、飼養する豚に異常があった場合の早期通報と、飼養衛生管理基準の遵守を徹底します。
- （2）野生いのししの捕獲及び豚熱検査を継続します。
- （3）県内で飼養されている豚等へは、補強及び追加の豚熱ワクチン接種を実施します。

3 その他

- （1）報道機関の皆様におかれましては、野生いのししの発見場所、豚飼養農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- （2）豚熱は、豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。また、仮にかかった豚等の肉を食べても人体には影響ありません。
- （3）感染した野生いのししの糞等により、登山道等が豚熱ウイルスに汚染され、靴底に付着した泥等を介してウイルスが拡散する恐れがあります。登山者のみなさまにおかれましては、平時から靴底の土を落とす等していただき、豚熱のまん延防止に、御協力いただきますようお願いいたします。